

ルーマンのシステム理論における「全人格」概念に関する研究

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科
劉 博昊

1. はじめに

本稿の目的はニクラス・ルーマン (Niklas Luhmann, 1927-1998) が道徳の定義を行なう際に提起した「全人格」¹ (die Person als ganzes) というタームを、彼の人格論に基づきながら、「全人格」が主に取り扱われている道徳論や信頼論を土俵に考察することである。

ルーマンの社会システム論や教育論において度々言及されている「人格」² (Person) という概念は、相互行為システムにおけるパーソンズが提起したダブル・コンティンジェンシー³の問題や社会システムと心理システムとの関係性に対処する上で有効である。なぜなら、複雑性⁴ (Komplexität) が膨大な「人間」ではなく、複雑性縮減済みの一つの形式たる人格を介してはじめて、心理システムと環境の間が架橋されるからである。そうすることによって、それぞれの社会システムの円滑な作動も確保される。

それに対して「全人格」の概念は、ルーマンがそれを使用したにもかかわらず、それに関する理論的考察は見当たらず、その概念自体はいまだに曖昧なままである。「全人格」が初出した『社会システム理論』(1984)においてさえ、説明されることなくそのまま道徳の定義に援用されている。

「全人格」概念は、分析されないまま 1998 年に他界したルーマンが取り残した問題の一つとなった⁵。それに関する理論研究もいまだ現れていない。ルーマンの人格論であれば、それを踏まえた研究は既になされている。例えば、斎藤 (2007) は、ルーマンの人格論を古典的な人格論と比較した上で、人格論の視点からシステム理論全般に入り込み、その作業からルーマンの理論像の一つを導き出した。だが、それはマクロ・レベルの議論に留まっている。そこでは、システム論的な人格概念の中身についての検討や整理、さらに「全人格」への言及が見当たらない。

また、「全人格」をキーワードに CiNii で検索すれば、

関連する論文は 82 本あるが、そこで文化人類学、文学や医学などの領域を除いて社会学関係の論文に絞れば、4 本しかない。中には、精神医学を通じた自己形成に関する研究 (櫛原 2015)、親密関係がコミュニケーション・メディアの選択にもたらす影響に関する研究 (小寺 2011)、矯正教育における規範についての研究 (仲野 2015)、地域の子育て施設の機能に関する研究 (三井 2010) などが挙げられるが、それらの文献においては「全人格」という用語はありのままの人間、あるいは他者と信頼・親密関係を結んだ個人という意味合いとして理解され、概念自体をめぐる議論がなされないまま日常用語的な性格を帯びた使用に留まっているのが現状である。例外として、櫛原 (2015) は、精神医学が「自己」という概念の生成にいかにかかわっているかを考察するに際して、インタビュー調査から得られたデータを「全人格型の語り」と「場面型の語り」に分類し、「全人格型の語り」について、「自身の問題を、過去の出来事や生育歴との関連から言及・構成しつつ、治療対象に自身の人格・性格・パーソナリティといった全体性を想定する語り」と定義づけてはいるが、「全人格」概念それ自体の社会学的な検討はなされていない。

本稿では、ルーマンの人格論に準拠しながら、道徳論と信頼論において「全人格」概念がルーマン自身によって用いられている状況を踏まえた上で、まずルーマンが使用した「全人格」とはシステム論的にはいったいどのようなことを指すのか、「人格」との関係性がいかなるものなのか、社会システムとどのようにかかわっているかを明らかにし、常識的な概念との差別化を行う。この作業を介して、社会学的・システム論的な「全人格」概念を用意し、今後のルーマン・システム論の発展的研究、現行の教育が教育目標として掲げる、知育・徳育・体育や情操・教養教育による「調和のある人格」の形成に代えて——ルーマン自身は教育・発達可能性にもっばら着目し、人間学と共犯関係を結んだ教育学への批判を繰り返

返してきたが——全く異なる「全人格」概念を提供し、教育システム以上のシステムが交錯し得る「学校空間」をフィールドに、ルーマンの相互行為論や道徳論を理論的枠組みとした、新しい視点からの学校教育論の構築に寄与することが期待できよう⁶。

2. ルーマンの人格論

全人格概念の中身を明らかにするには、まずそれと深くかかわるシステム理論上の人格概念を確実に把握する必要がある。この節では、ルーマンの言う人格とはいかなるものなのか、システム理論においていかなる機能を担うのか、さらに社会システムとどのような関係を結んでいるかを中心に検討する。また、この部分で扱われる文献は、ルーマン理論の前期と後期を仕分ける境に位置する名著——『社会システム理論』(1984)、及び最晩年のルーマンの教育システムに関する論考が収録されている『社会の教育システム』(2002)の二つである。前者がオートポイエーシス理論を導入した後でシステム論を最も包括的に整理した論考であるのに対して、後者が機能システムの中で極めて特殊な存在である、相互行為システムを基底とする教育システムを分析するルーマンの遺稿である。理論的变化がめまぐるしいシステム論の転換期と晩期に位置付けられているこの二つの文献を扱うことで、人格概念の一貫したところを浮き彫りにできよう。

2.1 「人間」の複雑性を縮減する人格

ルーマンは近代社会を記述するに際して、経済、政治、教育、芸術などの領域ごとに分出してきた機能システムと、それぞれの分野に対応している組織システムならびに対面的行為を想定した相互行為システムを社会システムと捉え、また各個人を心理システムと捉えた上で、理論の構築を進めてきた(SS:16=1993:2)。その中で、すべてのシステムを包括的に統制するような存在は、自律的なシステムを前提として、複雑性縮減の原理をもって関係性を可能化しようとするシステム理論の趣旨に逆行するものとして、当面、設定されていない。それらのシステムは、あらかじめ形成されている自らの構造⁷に基づきながら自律的に作動しているとされているのである。例えば、機能システムの場合には、各領域専有のメディア、コード、プログラムが生じており、それらによって構成要素としてのコミュニケーション間の接続、

つまりコミュニケーションの絶えざる再生産が確保され続けている。心理システムの場合も、諸個人の生活史の中で形成してきた予期パターンが構造として、心理システムを環境や自分自身の複雑性に継続的に適応させており、そうすることによって構成要素としての意識の連続を保っている。この意味では、社会システムと心理システムは両方とも自己再生産を行なうことができるようなオートポイエティックなシステムである。

さらに述べておかねばならないのは、システム作動の交差、つまり、構成要素のシステムからシステムへのそのままの移動があり得ないことである。なぜなら、社会システムも心理システムも環境・外部からの情報をそのままシステム・内部にコピーするのではなく、当該のシステム固有の処理を経て内部転写するからである。オートポイエティックなシステムは、環境を観察⁸した上でコミュニケーション・意識を次から次へと産出する限りにおいて、環境との関係を持たねばならないが、接続するコミュニケーション・意識を選び出す作動における主導権をいつでも握っていなければならない。

心理システムを例にとってみれば、われわれは他者の中に入って彼・彼女が何を考えているかを確認することもできなければ、自分の意識をそのまま他人に投影することもできないだろう。まさにそのゆえに、「個性調査」や「生徒理解」は教育システムにおける恒常的なテーマの一つになりうる。ルーマンは作動において閉鎖的⁹な心理システムないし社会システムをブラック・ボックスとも呼んでいる(SS:156=1993:168)。

そうだとしたら、ブラック・ボックスとしてのシステム同士がそもそもいかにしてかわり合えるのか。というのも、常に別様でもありうる閉鎖的なシステムを互いの相手にし合うとなると、無限なダブル・コンティンジェンシーに陥ってしまうからである。そうならないように未然に防ぐ重要な概念の一つは、「人格」(Person)である。

人格とは、「(略)その人格によって、しかもその人格によってしか果たされえない諸予期を関連づけ、まとめあげることができるように、考えだされたものにほかならない」(SS:429=1995:585)のである。人格は心理システムでもなければ、人間でもなく、むしろ観察者の様々な予期と対応する形で想定された一種の社会的構築物である。

「つまり、相手の人格を知ることによって満足せずに、相手を本当に知ろうとする企てはすべて、相手がい

つでも別様にもなりうるという底なしの深みにはまりこむしかないということが見抜かれることになる。」(SS:430=1995:586)

敷衍すれば、心理システムは目の前でブラック・ボックスとして現象する他の心理システムを、予期を通じて人格までに縮減してはじめて、コミュニケーションに参加しようようになるのである。と同時に、パーソナリティが価値規範をめぐるコンセンサスをもって乗り越えようとしたダブル・コンティンジェンシー (SS:149-150=1993:159-160) も、人格を構成することによって解決されることこそないが、コミュニケーションのあらゆる展開を破壊させないように飼育されるようになる。

ルーマンのシステム理論における人格概念は、心理システムに内在している不確実性に巻き込まれることによるコミュニケーションの停滞を防止するための、複雑性縮減に役立つ形式であり、社会的構築物でもある。

2.2 人格と役割

人格の他にも、役割、プログラム、価値という複雑性縮減に役立つ概念がシステム理論に存在している。ルーマンは抽象度の相違に従いながら予期との関連からそれらの概念の有効性を論じているが、ここで、「全人格」と密接な関係にある役割に注目する。

人間の複雑性を縮減するための人格は心理システムから切り離され得ないのに対して、役割は公的組織における様々な職務と深くかかわっている (SS:431=1995:588)。換言すれば、役割は、個々の具体的な心理システムを基軸とする人格と結び付けられている予期よりも、社会空間において匿名化されて束ね合わされた諸予期と結びついている。「人格にだけ向けられる予期は、その予期の受け手の死とともに『消え去る』」(SS:431=1995:587)。対して、役割は人格よりも抽象度が高くかつ独立的である。ルーマンの記述を確認しておこう。

「そうすると、役割は、個々の人格から区別されて、予期と予期のしかるべき関連の同一性を確認するための独自の、たしかにより抽象的な視点として役立つことができる。(中略) 個々の人格と比較してみると、より特定のであると同時により一般的であるとみてよい。」(SS:430=1995:587)

区別されねばならないとはいえ、人格は役割と連続的である。例えば、「教師」や「医者」などの役割は、具体的な心理システムに還元される人格としても捉えられるだろう。また逆に、教師の中には「ゼロトランスに追従する厳しい教師」もあれば、「カウンセリング・マインドを持っている優しい教師」もあるということは言うまでもない。それらの教師像は教師という役割の個人性・多様性を表している。

「人格と役割の差異ということを考えてみてはじめて、役割の履行が『パーソナルなスタイル』をおびるということや、逆に、人格がその役割をとおして形成されるということ、例えば、教師がいつでも人にものを教えるように振る舞いがちであるということがみてとれるのである。」(SS:432=1995:588)

「教師」や「医者」が教育システムや医療システムと対応しているように、役割及び人格はそれぞれの相応しい機能システムに属している。ただし、人格概念は役割が存在している領域だけに限定されはしない。例えば、「カレーが大好きな人」、「怒りやすい人」など、その人物自身の特性を言う場合にも用いられる「人格」(Person) は日常会話の内容や様式に応じて無限なほど存在していると言える。

2.3 人格と機能システムの作動

先述したように、人格は心理システム同士、ならびに心理システムと社会システムとの間を架橋する概念として欠かせない。コミュニケーションを構成要素とする社会システムはその自己再生産を持続させていくには、コミュニケーションに参入してくる心理システムと常にかかわらざるを得ない。そのかわり方は心理システムを人格に縮減して包摂することである。

例えば、ブラック・ボックスとしての心理システムに働きかけることを機能とるように見えて、にもかかわらず、教育システムが崩壊することなく作動し続ける原因は、縮減された「生徒」人格を対象としているからである。

「人格という呼称は、経験される現実としての人間を表わす一切合財を度外視して人間を指すことができるようにするための、形式として用いられる。」(EG:28=2004:23)

つまるところ、人間の複雑性の縮減を伴う「生徒」人格は、教育システムが心理システムとしての児童生徒の

内的なダイナミズムを教育的な諸基準によっていちいち執拗に確認しなくても済むことを可能にする。従って、教育評価を含めたすべての教育的営為が「生徒」という人格の次元で行われるようになり、心理システムの作動そのものが持つ閉鎖性に由来する教育不能のパラドックスによって教育システムの全面的な破綻が引き起こされることなく、それが回避されかつ隠蔽されうるようになる。

近代になってから、様々な機能システムの分出と万人への開放に伴い、教育システムに帰属される「生徒」人格のみならず、各機能システムと対応している人格が独自の形で同定され、機能システムへと組み込まれた。

「人格の同定は、コミュニケーションが要請するところである。つまり、人格が同定されるということは、社会というコミュニケーションシステムが、システムのなかで、しかも、もっぱらシステムのためにもたらすことができる、一個の特別の成果なのだ。」(EG:30=2004:24)

「それぞれの身分に割り当てられた固定的地位というものははやないから、組込み方の決定はそれぞれの機能システムに任せておくしかない。」(EG:135-136=2004:181)

例えば、経済システムには「支払う・支払わない」の二項コードに忠実な「消費者」人格が、学問システムには「真・偽」の二項コードをもって真理を求める「研究者」人格が、法システムには「合法・不法」の図式によって判断する「裁判官」人格が細分化されていると考えられる。心理システムがどのコミュニケーションに参加するかに応じて人格を引き受けることになる。

また、人格を呈示する側の心理システムにとって、その人格が自分と一致しているか否かは問題ではない。例えば、「生徒」でありながら、心の中で「生徒」人格を拒否し続ける、ということもあり得る。むしろ、当の機能システムにおいてはいかなる人格の呈示が予期されているかということこそは関心事である。それに対して、人格を観察する側は規範たる人格からの逸脱を発見すれば、その心理システムを注意し当該の機能システムに属する人格への帰属を促す。こうした機能システムと特定の人格との結びつきこそは、例えば、不登校児の教育システムへの再包摂が教育システムの課題となった所以であろう。

2.4 人格と選択

ルーマンのシステム理論を貫いているもう一つの肝心な概念は選択 (Selektion) である。というのも、ルーマンはスペンサー・ブラウンの差異論理学から多大な影響を受けており、差異と区別という理念をシステム理論の基底にしているからである (SS:597=1995:802)。環境側の複雑性との落差のため、システムはいつも何かを選び出さねばならないという選択強制の状況にある。

「選択は、主体を欠いた¹⁰出来事なのであり、なんらかの差異の構築をとおして作動しているシステムのオペレーションに他ならない。」(SS:57=1993:49[引用者注])

つまり、システムの作動自体は一連の選択によって成立している。しかも、この概念は何らかの対立項を含む区別による作動における選択のみならず、区別そのものの選択、つまり選択の選択をも含意している。

選択の二重性によって、人格呈示が多階層的なものであることが明らかになる。すなわち、ある人格を維持しながらその人格と対応しているパースペクティブから何かを選び出すという人格呈示の一段上に、他の諸人格から当の人格を選定するという人格呈示のプロセスが存在している。例えば、「消費者」が「買う・買わない」という区別をもって経済的なコミュニケーションに参加することは、既に「消費者・非消費者」の二項選択からの選択を経ていることを前提としている。

3. 道徳論と信頼論から見る「全人格」

これまで、われわれは人格という概念装置について論じてきた。この節では、道徳論と信頼論に現れる、全人格 (die Person als ganzes) と関連するルーマンの記述を確認しつつ、全人格概念への考察の準備作業を引き続き進めていく。

3.1 道徳論と全人格

ルーマンの社会理論で全人格という概念を主に扱っているのは道徳論である。中でも特に関連性の強い箇所は、道徳に関する機能分析ではなく、道徳の実質的な定義に踏み込んだ部分である。まず、彼の著、1984年に出版された『社会システム理論』にはじめて登場した全人格概念に関する記述を引く。

「ある社会システムにおいて人格が尊重されるのか尊重されないかが決定されることになる諸条件

の総体を、その社会システムの道徳と言い表すことにしたい。」(SS:319=1993:374)

「いかなる尊重であっても、尊重される人格は、個々の功績や能力、例えば専門分野、スポーツあるいは恋愛などにおける力量の評価とはちがって、全人格のことが念頭におかれている。」(SS:319=1993:373)

同じ主旨の記述は、ホルスターによって編集されて2008年にドイツで出版に至った論文集、『社会の道徳』においても見受けられる。また、下記引用の出典は「パラダイム・ロスト—道徳の倫理的な反省について」という、ルーマンが1990年に発表した論文である。全人格概念に対するルーマンの一貫する姿勢が見て取れる。

「そこで問題となるのは、特殊な観点における、例えば宇宙飛行士としての、音楽家としての研究者としての、サッカー選手としての、良いあるいは劣った業績ではありません。問題とされるのはコミュニケーションへの関与者として評価される限りでの、全人格なのです。」(MG:256-257=2015:266)

つまり、例えば、腕の良い医者は難病にかかった患者を完治させたとしても、あるいは、教育経験の豊かな教師は生徒をどれだけ優れた人材に育て上げたとしても、彼らは「医者」や「教師」として評価されるべきであり、道徳的に優れた人間と評価されることはないのである。

一方で、すべての人格の総和として全人格を理解することも不適切である。なぜなら、ある人が相互行為の文脈に応じて見せられる人格は原理的に無限なほどありうるし、われわれが道徳的な判断を行なうに際して、相手の呈示しうる全部の人格をいちいち経験的に確認することは論理的に不可能だからである。

「しかしながらスポーツマンらしい気楽さ、人間らしい暖かみ、知性があるということなどすべてを計算に入れたごたまぜの判断は、尊重されるのかされないかの決め手なのではない。」(SS:319=1993:373-374)

全人格そのものについて、ルーマンはこれ以上の説明を展開しなかったが、われわれは次の二点を確認することができよう。すなわち、1) 全人格は各機能システムに帰属されており、役割とも重なっている「生徒」や「学者」などのような、機能を代表する人格と区別され、それを超えるものであること、2) 人格の機械的な足し算の結果ではないこと、である。

3.2 信頼論と全人格

本節の分析に用いるのはドイツで1968年に出版された『信頼—社会的な複雑性の縮減メカニズム』という早期ルーマンの著作である。その時期には全人格という概念がまだルーマンのシステム論に登場していなかった。だが、全人格という用語こそ持ち出されていないものの、いや、持ち出されていないからこそ、「全人格」概念の特徴が道徳論においてよりもいっそう明確に窺える。

ルーマンは信頼を機能システムに対する信頼を指すシステム信頼と、通常具体的な他者と考えられている人格への信頼を意味する人格的信頼との二つの類型に分けている。システム信頼に関して言えば、例えば、ある腕の優れている医者への信頼は人格的信頼とは言えず、むしろそれは学問システムに属している医学の知への信頼であり、ある教師への信頼も、多くの場合には教員の選抜制度が成熟している教育システムへの信頼である。というのは、このような信頼はそれらの人格を下支えする機能システムの作動そのものへの信頼だからである。

それに対して、人格的信頼は、例えば日常的場面で、教育システムに属している教師人格ではなく、「山田」という、教師の職業についている特定の個人に帰せられるように思われる信頼をシステム論的に説明するためのものである。ルーマンのとり挙げた例を借りれば、上司によって指示された通りに行なった行為の責任や功績は、たとえそれが部下自身の構想であることを証明できる署名があるとしても、日常的にも部下には帰されない。もし、その部下が他人からの人格的信頼を得ようとするなら、「たゆむことなく誠実に、忠実に職務を遂行する用意をもって、人並みはずれたものを追求しなければならない」(V:52=1990:75)のである。

ただし、ここで言われている信頼とは、心理システムとして無限の、文字通りブラック・ボックスとしての個人の全体に対して下される評価ではなく、あくまでそのシステムにおける人格を追及している限りでの個人に向けられた、かつその人格概念を超えてそれ以上に寄せられる信頼である。

そうだとすれば、ルーマンの信頼論と道徳論の底に流れている一つの共通点が浮上してくる。すなわち、道徳的判断と人格的信頼関係の前提条件として欠かせないのが、諸々の機能領域における人格としての能力や業績からは区別されるべき、それを上回る概念の必要である。

なるほど、ルーマンは具体的な個人に帰せられる信頼

を全人格的信頼ではなく人格的信頼と名付けた。しかしそれはそういった信頼を定義した際のルーマンの着目点が複雑性縮減済みの最終的な到達点である人格概念にあったことに起因していると考えられる。また、考えられるもう一つの理由が、これから述べる「自発性」概念、すなわち「自由」の概念である。

人格的信頼が本来、機能システムに特化された個々の人格を超える信頼を意味することを確認できれば、次のルーマンの「社会的自由」に関する記述が全人格概念の解明に示唆的であることが分かる。長くなるが、引いておこう。

「従って、人格的な信頼関係の生成のための、最初にして根本的な前提は、人間の行為が、そもそも人格的に規定された行為として人の眼に映るようになってきていることである。(中略) 人格に帰すことができるのは、ひとえに『自由な』行為として制度化されている行為だけである。」(V:51=1990:74)

「そして(行為がある人格に) 帰すことの決め手は、社会的な予期にある。しかるに、こうした予期の制度化は、選択的な単純化の過程であり、選択されたものを強化していく過程である。(中略) ドライバーの振舞を評定する場合において、複雑に媒介し合っている諸作用、周知の外的な事情による強制、そしてドライバー自身に帰せられるべき振舞の遂行、これらの混淆が非常に明確に現れている。」(V:51-52=1990:74-76[括弧内筆者])

ここで、システムの信頼を上回って信頼が人格に与えられる際の評価の特徴を端的に表している「自由」という言葉が際立ってくる。社会は、相互行為システムによって全面的に方向づけられていたより低い段階から、組織システムの分出をも含めた機能的分化を経た段階へと進化してきたに伴い、社会と相互行為の差異も顕著化したため、社会を相互行為に還元することがもはやできない段階に至っている(SS:568=1995:761)。そこで、自由そのものも常に別様でありうる個人の内的なダイナミズムよりも、機能領域における組織・制度化とともに飼い馴らされた自由を主に含意するようになった。制度化された社会的予期が強化される中で、「ドライバー」自身の評定が「ドライバー自身に帰せられるべき振る舞い」すなわち「自由」として、システム信頼を超えて「人格」として、人格的信頼に帰される可能性は、強固に制度化された社会的予期を踏まえ、それを遂行しつつ超える「社

会的自由」を垣間見せる行為のみに潜んでいる。

「制御できない他者の行為能力という、いわば前社会的な意味での自由は、信頼が必要になる源泉である。制度化された自由は、つまり社会秩序の中へと組みこまれ、そこにおいて人格的に責任を担いようするような行為および行為アスペクトの複合として馴化された自由は、信頼の学習可能性の源泉である。信頼が生成しうするためには、そして信頼がその機能を果たしうするためには、まさしく自由が一方の形態から他方の形態へと移しかえられていなければならない。」(V:51=1990:74)

端的に言えば、行為を促す主たる要因が社会的な制度や規範などにあるのではなく、それを超えるものとして、「学習」された先に、それを超えて見てとられうるときに、人格的信頼が現れうるのである。そうしてはじめて、人格的信頼関係を構築するための条件が整うようになる。制度化された中にしても自由意志を具現化させられるこうした自発性¹¹こそは、「社会的自由」の、そしてその延長上で要請されるシステム論的な「全人格」概念の可能性の最も重要な特徴である。

その上で、本稿では、人格的信頼を得るに至る可能性を、行為として受け取られるシステムの側の「自発性」、すなわち呈示する側面に重点を置いて見ておきたい。なぜなら、「人間の行為が、そもそも人格的に規定された行為として人の眼に映るようになってきていること」を人格的信頼の根本的な前提としたルーマンの記述からも垣間見える通り、社会的相互行為に組み込まれた全人格的行為には常に受け手の観察によって歪曲されてしまうリスクが付きまとっているからである。システム理論上の概念としての全人格の可能性の分析に取り組む以上、視線を一旦呈示する側に定めないとその解明が進まないと懸念される。

信頼論の視点からの考察を次のようにまとめられる。人格的信頼は、1) 心理システムの自発性を前提としており¹²、2) それゆえ、とりあえず呈示するシステムの側から捉えておくことのできる概念である。

4. 「全人格」に関する理論的考察

3では、ルーマンの人格概念と照らし合わせながら道徳論と信頼論から垣間見られた全人格概念が必要とされる可能性の輪郭を素描してきた。この節では、これまでの分析を踏まえた上で、道徳論と信頼論において必要と

される全人格概念とは一体何なのかについて進んで考察していきたい。

4.1 全人格とはいかなるものか

全人格が必要とされる可能性についてのこれまでの議論を通じて、われわれは全人格と結び付けられる四つの特徴を抽出してきた。すなわち、全人格は、1) 機能システムに特化された諸人格とは区別されるべき、2) しかもすべての人格が機械的に足された総和とは異なる概念であると同時に、3) 心理システムの自発性を前提とし、4) 機能システムにおける人格を超えて行為する可能性と関連づけられている概念でもある。以下は、上記の諸特徴を中心に更なる考察を行うことにする。

道徳的に評価される対象が機能システムにおける人格と違ってそれを超えるものでなければならぬことは、道徳的なコミュニケーションと機能システムの構成要素としてのコミュニケーション——例えば経済的なコミュニケーション——との間に、コードにおける構造的な非同一性 (MG:171=2015:171)¹³ があることから窺える。つまり、例えば心理システムが「消費者」の人格を維持し、「支払う・支払わない」の区別をもって経済的なコミュニケーションに参加しているからには、そこでの功績や過失が測られるのは常に経済的コードを通してであり、道徳コードを通してでは決してない。ただし、それは経済的な人格に対する道徳的判断がすべて不可能だということと同一視されてはならない。万引きの常習犯や汚職を起こした官僚は、それぞれ経済システムと政治システムに属する人格である一方、道徳的に問われる可能性が大いにありうるだろう。そのため、道徳的判断に関わる「全人格」は機能システムに属する人格から区別されねばならないとはいえ、それとの一切の関連が全人格概念から排除されることにはなり得ない。

心理システムは環境側の予期への過剰な顧慮からある程度において解放されて初めて、コミュニケーションという選択過程に関与するに際してこれまで排除されてきた他の選択肢、換言すれば規範や義務などを超えて行為する可能性、すなわち社会的自由の可能性が見えるようになる。ここで選択強制的軽減に応じた意味地平の拡大が際立つ。そうだとすれば、全人格の特徴としての自発性は情報、伝達、理解の三極選択 (SS:194=1993:219) における、他者言及に伴われ

た一次的な自己言及と、選択の選択という再帰的な自己言及を含意していると捉えられる。その限りで自発性は、観察のみならず、観察の観察という二次観察¹⁴(Beobachtung zweiter Ordnung) 的な性格をも帯びている。つまり、観察で用いる区別を規定する人格も、観察された上で自己言及的に選択されるのである。このことは、心理システムがどれかの特定の人格——同時にそれによって固定化された特定の観察図式——に囚われることなく、生活史の中で形成してきた記憶や予期様式が許す限りで様々な人格を呈示しようような流動性を意味している。

例えば、生徒が教師との相互行為において、教師の予期を予期するために「教師」という人格ないし役割、あるいは教育システムのプログラムや価値に結びついている予期に準拠しているのに対して、それを超える社会的自由において振る舞う教師との相互行為に臨む生徒は自ら多様な観察をし、それに基づき自らを参照先に不確実性を自身超えていくしかない。その場合、生徒は当の教師との関係性を諦めない限りでは、人格が要請する義務を超えて行為することなど、つまり全人格の現出を余儀なくされる。一種の連鎖作用はここで生まれる。というのも、生徒にとっては、教師が「教師」の意味世界に追従することを停止したことは、教師の予期を予期するための安定な手がかりの喪失に等しいからである。そこで、コミュニケーションを継続させるには自身にも自発性がいわば強要されることになる。

以上の考察を踏まえた上で、「全人格」概念の定義を次のように提案したい。すなわち、全人格とは、まずは、心理システムが自己言及的な決定を通して、環境側から内部転写した規範や義務以上に、コミュニケーションのレベルで社会的に自由な作動を展開する、自発性を本質とするところに見てとられうる概念である。逆に言えば、全人格的な心理システムがあるコミュニケーションへの接続を拒否した場合、その原因は環境側からの接続能力への制限にではなく自己言及的な決定、すなわち社会的自由にあるのでなければならない。全人格とは一種の選択パターンであり、選択レパートリーが拡大されている状態を意味する。

ただし、留意せねばならないのは、システムが開放的でありながら閉鎖的であるというルーマンのテーゼにも見られるように、純粋な自己言及があり得ないこ

とである。換言すれば、社会的自由を含意する自己言及的な選択は、意味地平の制限されたパースペクティブを基礎とすることによって生まれたものである。選択は決して主体にではなく、社会システムが準備した前提においてはじめて可能となる。

このように全人格概念を捉えると、自己言及的な選択に依拠する人格とそうではない人格との区別が生まれてくる。無論、人格概念からすれば、両方は全く同じである。だが、前者の人格が自己の予期に基づく選択であり、その人格の下で行われたコミュニケーションも自己言及的な作動を通して進行するという点においては、この二つの人格が区別されるべきであろう。

観察者がいかなるメルクマールをもって全人格を観察することが可能なのかに関しては、ルーマンは他者との差異化、規範からの逸脱、義務を超えた功績などを例にとっているが、高度に複雑な現代社会においてはどれも規準化され得ないと述べている(V:52-56=1990:75-80)。とはいえ、そういったメルクマールを内容的にこそ決められないが、これまでの検討を踏まえ形式的に決めることが可能だろう。すなわち、心理システムの自己言及的な選択性は観察者にとって全人格を同定する上で最も重要なメルクマールである。

4.2 全人格と相互行為システム

前節ではわれわれは全人格概念を定義することを試みたが、全人格と社会システムとの関係性はそこから明らかだろう。

まず、全人格が特定の機能・組織システムに帰属しているという論理は成り立たない。諸領域に機能的に特化されたシステムが規範としているのは、全人格ではなくそれぞれの役割と対応している人格の呈示だからである。

一方、「相互行為システムが成立するのは、居合わせる者たちが相互に知覚することを通して」であり、「居合わせていない者は、このシステムには属さない」(MG:211=2015:217)とされているところから、互いに知覚し合うことを可能にしてくれる相手が現前する場合、ダブル・コンティンジェンシーの問題が最も顕在化してくると言える¹⁵。というのも、そこで時間的次元において瞬時的な返事が要請され、社会的次元において自他の差異が強化され、そしてそれらと相まって事象的次

元の不確実性も高まってくるからである。そうだとすれば、全人格が現出する可能性はむしろ相互行為システムに潜んでいると言えるであろう。

ルーマンは「『人格』という形式」(2005)という論文で「人格の成立を誘発するのは、ダブル・コンティンジェンシーのこのような不安定で循環的な苦境である」と述べているように、人格はダブル・コンティンジェンシーを媒介することに役立つとすれば、全人格概念はダブル・コンティンジェンシーの顕在化に寄与しつつ、ダブル・コンティンジェンシーをさらに自発性によって超える「自由」を担保する概念であると言うことができよう。

5. 結びにかえて

以上の分析を通じてルーマンのシステム論における全人格概念の理論像を構築することができた。以下は、これまでの検討では論じきれていない二つの課題を確認した上で、本稿を閉じることにしたい。

1) ルーマンは愛のゼマンティックの歴史的変遷を分析したとき、次のように述べたことがある。心理システム同士が愛し合えるのは「私やあなたが善良であるとか、美しいとか、高貴であるとか、金持ちであるという理由からではない。」(LP:175=2005:211) すなわち、美しい外見や社会的な地位などは、愛の根拠づけにはなり得ない。そうであれば、愛という家庭システムのメディアの媒介によって築かれた親密関係は、全人格概念の特徴と重なっているように思われる。愛が家庭という機能システムのメディアであるがゆえに心理システムへの選択強制を伴うと同時に、全人格の発現をも要請するというパラドキシカルな状況は考察に値しよう。

2) 本稿では注目点を人格を呈示するシステムの側に限定した上で全人格概念の分析作業を進めてきたが、相互行為においては実際のところ、心理システムが全人格と評される状態にいながらも全人格として読み取られなかったり、あるいは全人格的ではないにもかかわらず全人格としてみなされたりすることが十分にありうる。ルーマンが決定について行なった分析はまさしくこの事態を指摘している。

「決定は、一方の形式のコンティンジェンシーを他方の形式のコンティンジェンシーに変換させている。」(SS:402=1995:554)

すなわち、人格を呈示するシステムの側では全人格

的と評されうる状態も、人格観察のレベルに移ると虚構に転じてしまう傾向がある。このことに関するさらなる検討もなされるべきであろう。

参考文献

- 小寺敦之 (2011) 「対人関係の親疎とコミュニケーションメディアの選択に関する研究」, 『情報通信学会誌』 29,13-23.
- 春日淳一 (1994) 「社会システム論から見た貨幣—システム理論と経済」, 佐藤康邦・中岡成文・中野敏男編, 『システムと共同性』, 昭和堂, 110-126.
- 北田暁大 (1999) 「動機・責任・道徳— Schutz 動機理論から Luhmann の道徳理論への展開」, 『社会学評論』 49,635-650.
- 櫛原克哉 (2015) 「精神医療技術を通じた自己形成に関する社会学的研究—薬物療法・認知行動療法の利用者の観点から」, 『社会学評論』 65,574-591.
- Luhmann, N. (1982) *Liebe als Passion: Zur Codierung von Intimität*, Frankfurt am Main:Suhrkamp. [LP] (佐藤勉・村中知子訳, 2005, 『情熱としての愛—親密さのコード化』, 木鐸社.)
- Luhmann, N. (1984) *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Frankfurt am Main:Suhrkamp. [SS] (佐藤勉監訳, 1993(上)・1995(下), 『社会システム理論』, 恒星社厚生閣.)
- Luhmann, N. (2002) *Das Erziehungssystem der Gesellschaft*, Frankfurt am Main:Suhrkamp. [EG] (村上淳一訳, 2004, 『社会の教育システム』, 東京大学出版社.)
- Luhmann, N. (2005) *Die Form „Person“*, in: *Soziologische Aufklärung 6: Die Soziologie und der Mensch*, 2. Aufl., Wiesbaden:VS Verlag für Sozialwissenschaften. [FP] (前田秀明訳, 2006, 『『人格』という形式』, 『メタフュシカ』 37, 大阪大学大学院文学研究科哲学講座, pp115-128.)
- Luhmann, N. (2008) *Die Moral der Gesellschaft*, Frankfurt am Main:Suhrkamp. [MG] (馬場靖雄訳, 2015, 『社会の道徳』, 勁草書房.)
- Luhmann, N. (2014) *Vertrauen: Ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*, 5. Aufl., Konstanz und München:UVK. [V] (大庭健・正村俊之訳, 1990, 『信頼—社会的な複雑性の縮減メカニズム』, 勁草書房.)

斎藤日出夫 (2007) 「人格形式論から観たルーマン理論の再構成」, 『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要』 64, 168-172.

仲野由佳理 (2015) 「矯正教育における『規範』— SST 指導場面での葛藤状況をめぐって」, 『教育社会学研究』 96,199-217.

三井登 (2010) 「地域子育て支援センターの意義と課題—支援者による利用者との関係性の構築を中心に」, 『帯広大谷短期大学紀要』 47,21-30.

注

- 1 ルーマンは die Person als ganzes という語を例えば次のような文脈で用いている。In jedem Falle ist die Person als ganzes gemeint im Unterschied zur Schätzung einzelner Verdienste oder Fähigkeiten, fachlichen, sportlichen, amourösen Könnens usw. (SS:319) 訳語としては「全人格」の他には「パーソン全体」や「人格全体」とも訳されるが、全人格はすべての人格の総和ではないので、全体が人格の総体をイメージさせかねないことから、不適切と判断した。また、春日淳一「社会システム論から見た貨幣—システム理論と経済」(1994:123-124) はメディアの混用にともなう不道徳性を全人格の露呈として指摘したが(例えば、権力という政治システムのメディアと貨幣という経済システムのメディアを混用する金権政治家は道徳性を問われる対象となりうる)、全人格概念それ自体の分析は行っていない。
- 2 Person は「人物」や「パーソン」とも訳される。本稿においては、Person の訳語に「人格」を充てる。筆者は、ルーマンが Person をコミュニケーションにおいて複雑性を縮減するための形式と考えている(EG:30=2004:24) ことを考慮した上で、「人格」は有機体システムと心理システムの統合体である「人間」を連想させかねない「人物」や「パーソン」より適当と判断した。
- 3 ダブル・コンティンジェンシー (doppelte Kontingenz) の概念は、パーソンズの所論に既に見られ、のちにルーマンによって一層徹底的に展開された。「二重の不確実性」とも訳される。「(略) どのように自分自身が行為するのか、およびどのように自分自身がその行為を相手の人に接続しようとしているのかに、相手の人がその行為を依存させており、その立場を変えて

- 相手からみても同様であるのなら、相手の人の行為も自分自身の行為もおこりえないということである。」(SS:149=1993:158)
- 4 ルーマンは複雑性を二つのパースペクティブから用いている。「すべてのものがすべてのものと結び付けられてしまうのなら生じるであろう、システム(または環境)の捕捉不能の複雑性と、一定の構造化された複雑性が区別されなければならない。」(SS:50=1993:42[括弧内原著]) 本稿では主に「捕捉不能の複雑性」、つまり不確実性という意味合いで複雑性を使う。
- 5 理由として、ルーマンのシステム理論の主眼が社会システムと心理システムとの複雑な諸関係を客観的に記述することで全体社会システムの成り立ちと変動の仕組みを複雑性の視点から捉えるところにあったことが考えられる。しかし、道徳論を扱うルーマンは、道徳の社会学的な定義に手を付けざるを得ない以上、全人格概念が不可欠となった。にもかかわらずルーマンが全人格に関する更なる概念分析を施さなかったのは、システム横断的な全人格がメタシステムの存在を示唆しかねないこと、さらに北田(1999)の言葉を借りれば道徳において「個別化された行為を脱個別化(超越化)してしまう」力を持つ全人格へのこだわりが道徳を社会事象よりも心理現象として解釈する従来の傾向につながりかねないことをルーマンが懸念したことに起因すると思われる。なお、哲学史的には、この問題と最も関連が深いと思われるのは、プラトン対話篇『メノン』における「徳とは何か」の探求が挙げられるが、以来、哲学倫理学的にも「徳」を個人的技量とどう区別して抽出できるかが問題とされてきている。
- 6 筆者は修士論文で児童生徒の全人格の現出が学校空間において道徳教育をより効果的に行うための前提条件であることをシステム論の視点から明らかにした。博士論文では全人格の児童生徒を対象とした道徳教育の中身に踏み込んで考察することを予定しているため、そこで橋渡し役としての全人格概念に関する検討が不可欠である。
- 7 「システムの構造の核心は、それ以外の点でどうであろうとも、そのシステムにおいて許容される諸関係を限定することに存している。」(SS:384=1995:530)
- 8 観察は対立項を含んでいる区別と指示からなる。観察することは、区別の一方の側かあるいは他方の側を指し示すことである(SS:596=1995:801)。また、システムの作動とは環境との差異を一連の選択を通じて生み出し、要素としてのコミュニケーションや意識を再生産する(SS:79=1993:77)ことである。この点から見れば、観察は作動そのものでもある。
- 9 システムは環境とかわりながらも、自らの要素を自らの作動によってしか再生産できない点では、閉鎖的である。
- 10 ルーマンはデカルト以降の主体概念の放棄を唱え、「システム理論では、主体概念が自己言及的な(オートポイエティックな)システム概念に取って代わられているのである」(SS:51=1993:43[括弧内筆者])と述べている。
- 11 注意を要するのはここで言う自発性があくまで人格的信頼を与えられる可能性としての自発性であり、それが比較的考えられねばならない点である。つまり、こうした自発性はオートポイエティックなシステムの作動上の自律性、あるいは環境とのかかわりをすべて切断した完全性を帯びた自由と区別されるべきである。自発性の問題に関しては、4.1でより詳しく検討する。
- 12 ルーマンは人格的信頼を分析するに際して、人格的信頼関係を築くための規範的な方策として、「義務を超えた功績」(supererogatorische Leistung)を引き合いに出している。義務を超えた功績とは、「ある行為の遂行は、それに対応する義務はないのだが、それでも功績として讃えられ尊敬に値する」(V:55=1990:80)行為を指す。このこともまた、人格的信頼が常に呈示する側の自発性とかわることの証左である。
- 13 すなわち、機能システムのコードは道徳的評価から独立しており、「高度の非道徳性」(MG:172=2015:172)を備えている。
- 14 観察者は自ら用いている区別をその区別をもって観察することができない。こうした観察の盲点を克服する契機は、他の区別による当の区別への二次観察の中に存在している。
- 15 このことは「行為はなによりもまず、コンテンジェンシーの顕在化以外のなにもものでもない」(SS:160=1993:173)というルーマンの記述からも読み取れる。というのも、行為そのものが最も問題とされるのは相互行為システムにおいてだからである。